⑷　申請の受付

①　一時金等の申請は、十分な周知措置を講じた上で、いずれかの時点では、終了することとなりますが、平成７年の政治解決に際しても、その内容を十分に知らなかった、四囲への遠慮から申請を行わなかった、などの事情で申請漏れをした方がいると指摘されていることを考慮して、十分慎重に取り運ぶ必要があります。

②　このため、救済措置の開始に当たってはあらかじめ申請の受付の時期を定めることはしませんが、特措法第７条にかんがみ、極力速やかに対象者を確定し支給を行うこととします。

③　まずは、平成22年５月１日において保健手帳（注７）の交付を受けている方及び公害健康被害の補償等に関する法律（以下、「補償法」といいます。）第４条第２項の水俣病に係る認定の申請を行っている方で、これらに代えて一時金等の申請を行おうとする方については、原則として平成22年度中にはその申請に基づき判定を終え、一時金等対象者及び２．⑶で定める療養費対象者を確定して救済を行うこととします。

④　その上で、新たに救済を求める方については、平成23年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとします。

（注７）　水俣病総合対策医療事業の保健手帳のことです。

２．水俣病被害者手帳

一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られる症状のいずれか（注８）を有する方にも、関係県は、水俣病被害者手帳を交付し、水俣病被害者として安心して治療を受けていただけるようにします。

（注８）　具体的には、次の10症状。

しびれ、ふるえ、カラス曲がり（こむら返り、痙攣、足がつる）、見える範囲が狭い・はっきり見えない、耳が遠い・耳鳴り、味覚・嗅覚の異常、言葉を正確に発せない、めまい・立ち眩み、つまずきやすい・ふらつく、物を落としやすい・手足の脱力感。

⑴　水俣病被害者手帳は、これを病院で提示すると医療費の自己負担分の支払が不要となる手帳です。１．⑶②に定められた療養費の支給を受けることができます。

⑵　水俣病被害者手帳は、一時金等の受付を開始した後、速やかに、少なくとも３ヶ月以内に交付を開始することとします。

⑶　水俣病被害者手帳の交付開始に伴い、保健手帳はこれに統合することとし、以下に定める療養費対象者に交付します。

①　現に保健手帳の交付を受けている方であって、今後も療養費の支給のみを求める方（すなわち、水俣病に係る、一時金等の申請、補償法第４条第２項の認定の申請又は裁判による請求をしない方）に対しては、公的診断や判定を受ける必要はないこととし、３ヶ月以内に水俣病被害者手帳への切り替えを実施します。

②　一時金等の申請をした方については、その方が一時金等対象者と判定されて１．⑶②により水俣病被害者手帳の交付を受けている場合のほか、一時金等対象者と判定されなかった場合にも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られる症状のいずれかを有すると判定された方に、水俣病被害者手帳を交付します。

③　手帳の統合に伴い、保健手帳の申請・交付はなくなりますが、１．⑷のとおり当分の間は、一時金等の申請を受け付けていますので、症状に不安のある方は、その申請をして、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られる症状のいずれかが認められれば、水俣病被害者手帳が交付され、安んじて医療を受けることができることとなります。

３．その他

⑴　関係事業者、国及び熊本県は、直近の適切な機会において、水俣湾の周辺地域及び阿賀野川流域における、すべての水俣病被害者の方々に対し、おわびの意を表します。

⑵　１．及び２．の施策の実施に当たっては、国、関係県及び関係事業者は、緊密に連絡をとりつつ実施体制を整備し、また、申請を行う方にその内容を丁寧に説明するとともにご意見を伺うよう努め、円滑な申請を行うことができるように心がけることとします。

⑶　一時金については、関係事業者、国及び関係県との間で争いのある状態を終了させ、今後とも争わない旨の協定を関係事業者との間で締結の上、支給するものとします。また、一時金のうち１．⑶①⑷により加算される金額については、１．⑶①⑷に掲げる各団体と関係事業者、国及び関係県との間で争いのある状態を終了させ、今後とも争わない旨の協定を関係事業者との間で締結の上、一括して支給するものとします。

⑷　既に水俣病に係る補償又は救済を受けた方及び補償法第４条第２項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している方は、一時金等対象者又は療養費対象者となることはできません。また、一時金等対象者となる方は、今後ともこれらの手段を取らないように約束していただきます。水俣病被害者手帳の交付を受けながらこれらの手段を取ることができないことも同様です。

⑸　環境大臣は、特措法第４章の規定に基づき、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直しが行われる場合には、個別補償協定に係る補償債務の履行や特措法の救済措置の実施が確実に果たされるように対応します。

⑹　国、関係県及び関係事業者は、特措法第７条にかんがみ、裁判による解決を求めている方とも、争いのある状態を早期に終了できるよう取り組みます。

⑺　この救済措置の方針の細目その他実施に必要な事項は、環境大臣が別に定めます。

（参考資料）

救済措置の実施と併せて行う、水俣病発生地域における地域再生・振興及び健康調査・環境調査等に係る施策の具体的事項について

国及び関係地方公共団体は、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、関係事業者による取組や地域の幅広い関係者と連携協力しつつ、次のような施策を進めます。

１．医療・福祉施策

⑴　高齢化が進む胎児性患者とその家族の方など関係の方々が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者及び公益団体などの協力の下、必要な通所やショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策について所要の取組を行います。

⑵　一時金等対象者又は療養費対象者のうち、熊本県天草市御所浦町と鹿児島県出水郡長島町獅子島などの離島（島外の医療機関への交通手段が船舶又は航空機以外にない島をいいます。）に居住する方が、月１回以上、島外の病院に通院した場合には、関係県は離島加算を支給します。

２．地域社会の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消と、水俣病問題で疲弊した地域の再生を図るため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和（もやい直し）について所要の取組を行います。

３．水俣病に関する健康調査

水俣病に関する調査研究を進め、水俣病被害者の方などの症状の改善、地域全体の環境管理に役立てていきます。

⑴　メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（健康不安者のフォローアップ）

将来に水俣病被害者が存在するか否かの可能性とそれに関する対応については、今後の調査研究による新しい知見によるべきものですが、当分の間、過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、以下のとおり健康診査等を実施し、その推移をモニタリングします。

①　対象

㋐　一時金等の申請を行った方で、一時金等対象者又は療養費対象者のいずれにもならないとされた方のうち、熊本県及び鹿児島県においては、昭和49年末までに１年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては、昭和46年末までに１年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する方